

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	27	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	原子力発電施設解体準備金の見直し等		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定原子力発電施設の解体費用は、原子力事業者の責任で行われるべきものであることから、原子力発電所が稼働中に当該費用の確保に務めることが重要であり、当該解体費用を積立時に損金の額に算入（取戻時に益金の額に算入）する措置を講ずる。</p> <p>・特例措置の内容 原子力発電施設解体準備金に係る措置の見直しを行う。 「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会」中間とりまとめにおいて、原子力発電施設解体引当金の引当期間について、電力自由化が進展した新たな環境下においても、廃炉作業に要する費用は原子力事業者が負担することが原則であること等を踏まえ、料金規制が撤廃された中でも確実に資金を確保することができるよう、現行の原則50年から、原則40年とすること等の提言がされた。</p> <p>一方で、財務的な影響を理由に廃炉を躊躇させないという廃炉会計制度の趣旨を踏まえ、廃炉に伴って一括して費用計上が必要となるものについては、廃炉後も引き続き、分割して引き当てることを認める。</p> <p>これらを含めた電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめに示された措置等を講ずるに当たり、現行の租税特別措置等について所要の見直しを行う。</p>		
関係条文	法人税（租税特別措置法第57条の4及び第68条の54、租税特別措置法施行令第33条及び第39条の82、租税特別措置法施行規則第21条の11及び第22条の55）		
減収見込額	[初年度] (-)	[平年度] (-)	[改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 原子力発電所の解体費用を事前に積み立てることにより、安全・確実な解体を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行の原子力発電施設解体引当金の引当期間は、福島第一原発の事故以降、原子力発電所の長期にわたる稼働停止が続き、それまでの生産高比例法では引当が進まないといった課題が生じたことから、2013年に、引当方法を定額法に、引当期間を運転期間40年に廃炉後の安全貯蔵期間（運転終了から実際に解体が本格化するまでの期間）10年を加えた原則50年に変更したものである。</p> <p>しかし、2016年度の小売全面自由化に伴い更なる競争促進を見通すなか、廃炉に係る費用は原子力事業者が負担するという原則に鑑みると、廃炉に必要な資金の準備は、安全貯蔵期間に入る前、すなわち、廃炉前に引当を完了していることが、廃炉を円滑に実施する観点から、より適切と考えられる（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ（平成29年2月）において提言）。</p> <p>本とりまとめにおいて、原子力発電施設解体引当金の引当期間を50年から40年に短縮する必要があることとされた（※）に伴い、原子力発電施設解体準備金に係る措置も見直す必要がある（原子炉等規制法に基づく運転期間の延長が認められた場合には、積立期間も延長とする。）。</p> <p>（※）なお、上記小委員会における、制度の事後的な変更によって事業者の財務基盤に影響を与えることは、原発の依存度低減というエネルギー政策の基本方針に沿って措置された廃炉会計制度の趣旨に反する、との観点から、廃炉に伴って一括して費用計上が必要となるものについては、廃炉後も引き続き、分割して引き当てることを認める。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	上記政策目的の下、原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：原子力発電施設 50 基 適用事業者：発電事業者 10 者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金の確保に寄与。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	特定原子力発電施設の解体は、原子力事業者の責任で行われるべきものであることから、原子力発電所が稼働中に当該費用の確保に務めることが重要であり、当該解体費用を積立時に損金の額に算入（取戻時に益金の額に算入）できる本税制上の支援措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
	ページ	27—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用件数：原子力発電施設 50 基 適用事業者：発電事業者 10 者</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>①租税特別措置法 57 条の 4、68 条の 54 ②単体 6 件、連結 4 件 ③単体 20,136 百万円、連結 29,133 百万円</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、財務基盤が損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 2 年度 創設 平成 8 年度 設備利用率見直し (70%→73%、平成 8 年度は 71%) 平成 10 年度 設備利用率の見直し (73%→75%) 平成 12 年度 対象に解体放射性廃棄物処理処分費用を追加し、解体費用総額に占める原子力発電所固有の比率を見直し (85%→90%) たうえ、年数を見直し (27 年→40 年) 平成 15 年度 設備利用率の見直し (75%→76%) 平成 20 年度 対象に放射性廃棄物の放射性濃度の測定及び評価のための費用を追加 平成 26 年度 積立方法を定額法に、引当期間を原則 50 年に見直し</p>
<p>ページ</p>	<p>27—3</p>